

## アラブ首長国連邦の輸入規制措置の概要 (2019年7月22日現在)

### 【輸入規制措置の概要】

アラブ首長国連邦アブダビ首長国及びドバイ首長国は、日本から輸出される福島県の食品・飼料について放射性物質検査報告書の提出を求めています。

(証明対象・内容)

地域	品目	輸入規制
福島県	水産物・野生鳥獣肉	放射性物質検査報告書の提出

福島県で生産・加工された食品・飼料については、アブダビ及びドバイ側に登録した検査機関作成の放射性物質検査報告書（英文）の提出により輸入が認められます。

放射性物質検査機関一覧は、農林水産省ホームページに掲載しています。

1. アブダビ首長国向け検査機関

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/labouaeabu.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/labouaeabu.pdf)

2. ドバイ首長国向け検査機関

[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/labouaedub.pdf](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/labouaedub.pdf)

(参考)

アラブ首長国連邦政府の定める放射性物質基準（Codex 基準を採用）

放射性物質核種	基準値 (Bq/kg)
ヨウ素 ( $^{131}\text{I}$ )	100
セシウム ( $^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$ )	1000